

◇大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく個人番号を利用することができる事務の範囲を改めることにしました。
- 2 この条例は、令和7年7月1日から施行することにしました。

(デジタル統括室DX推進担当)